

## ふくしま産業復興企業立地補助金募集要領（第11次募集）

### 1. 事業の目的・補助対象事業について

#### （1）事業の目的

ふくしま産業復興企業立地補助金交付要綱に定めるところにより、将来性と成長性が見込まれるとともに、地域経済への波及と地域振興への貢献が期待される県内に立地する企業に対し、予算の範囲内でふくしま産業復興企業立地補助金を交付し、県内における製造業等の民間企業の生産拡大及び雇用創出を図り、もって地域経済の復興再生に寄与することを目的とします。

#### （2）補助対象業種

- ① 製造業のうち輸送用機械、半導体、医療福祉機器、エネルギー、農商工連携の各関連産業業種
- ② 平成29年6月2日付け「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律」による改正前の「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）」第5条に定める指定集積産業（以下「指定集積産業」という。）のうち製造業及び研究所を設置する業種
- ③ 自ら使用するための物流施設を設置する業種
- ④ コールセンター、データセンター又はそれに類似している業種
- ⑤ 知事が特に認める企業

#### （3）補助対象事業

補助対象業種の企業が次の施設（①～④）で行う機械設備等を取得し、操業する事業を対象とします（更新、入替は除く。）。

なお、補助金対象企業としての指定を受ける前に発注・購入・契約等（引き渡し・支払いが完了していないものに限る。）を行わないことにより、代替性の低い進出予定地が確保できなくなる、供給先からの発注に答えられなくなる、競合他社との受注競争において著しく不利になるなど、企業立地の機会を失いかねない多大な損失が発生する場合に、事前着手の必要性について、本補助金の募集開始日（平成30年5月25日）以降に県知事の承認を受けた場合には、その承認を受けた日以降、補助金対象企業としての指定を受けた日までの間に発注・購入・契約等（引き渡し・支払いが完了していないものに限る。）を行った事業に要する経費を、別途、他の計画案件と同一条件で指定審査が行われ本補助金の対象企業としての指定が行われることを条件に、特例として対象とする場合があります。

しかし、対象企業としての指定を受ける前の事業の着手が承認された場合であっても、本補助金の対象企業としての指定を約束するものではありません。また、承認前に着手した案件については、いかなる理由があっても補助対象経費として認められませんので、御注意ください。

(注) 事前着手の承認のための申請書類は、以下のとおり。

- ア 補助金の対象企業としての指定を受ける前に発注・購入・契約等（引き渡し・支払いが完了していないものに限る。）を行わないことにより、代替性の低い進出予定地が確保できなくなる、供給先からの発注に応えられなくなる、競合他社との受注競争において著しく不利になるなど、企業立地の機会を失いかねない多大な損失が発生することについての具体的な説明等（事前着手承認申請様式）
  - イ 補助対象事業の今後の生産計画（事前着手部分が明記されていること）
  - ウ 補助対象事業の工事等の計画（事前着手部分が明記されていること）
- ※ 上記アからウまでの事前着手のための申請書類一式と、本補助金の指定申請書類一式をあわせて提出していただきます。事前着手のための申請書提出後の修正や追加提出等は認められませんので、御注意ください。

津波浸水地域※1及びその他の地域※2（避難指示区域等※3を除く。以下同じ。）での土地や建物の取得を含む投資については、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の第8次公募（平成30年2月23日から8月24日までが公募期間）、また、避難指示区域等での投資については、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」の第3次公募（平成30年3月23日から9月14日までが公募期間）を活用願います。

※1 新地町、相馬市、南相馬市の一部（避難指示区域等※3を除く）、いわき市

※2 津波浸水地域（※1）以外の地域（※3を除く）

※3 避難指示区域等は、原子力災害特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく区域及び当該区域が解除された区域であり、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、避難解除区域をいう。

① 工場

製造業の用に供される施設

② 物流施設

自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場

③ 試験研究施設

製造業を営む者が、高度な技術を製品開発に利用するための試験又は研究を行う施設

④ コールセンター、データセンター又はそれに類似する施設での対事業者サービス業の施設

情報サービス業又はインターネット付随サービス業の用に供される施設

2. 補助率及び補助対象経費等について

(1) 補助対象経費

機械設備等の設置に要する投下固定資産額となります。ただし、更新、入替は除きます。

なお、機械設備等については、原則として、工場等で行う加工作業等に使用する機械設備等のうち、専ら固定して使用するものの取得費用が補助対象経費となります。

※事業の用に供する投下固定資産額が5千万円未満の事業計画は補助対象外となります。

○ 平成23年3月11日時点において、申請時現在の帰還困難区域に指定されている工場等を操業していた企業で、かつ、下記（２）②の「上記以外の地域」で工場等を新增設する企業（以下、「帰還困難区域避難企業」という。）の場合には、土地、建物の取得費を補助対象とする場合があります。

※ この場合、投下固定資産額に含まれる土地については、新たに事業の用に供する工場等を設置するために必要と認められる面積のみを補助対象とします。なお、土地購入費及び付帯工事費に含まれる土地造成費は、補助対象経費の1/2以内の額とします。

（２）補助率等

① 補助上限額 10億円ただし、知事が特に認める案件については30億円

② 補助率

● 津波浸水地域（新地町・南相馬市（避難指示区域等を除く）・相馬市・いわき市）  
中小企業1/2以内 大企業1/3以内

● その他の地域（避難指示区域等及び津波浸水地域を除く地域。）  
中小企業1/3以内 大企業1/4以内

ただし、帰還困難区域からの避難企業については、次の補助率を適用します。

・上記以外の地域 中小企業1/2以内 大企業1/3以内

※予算を上回る状況となった場合には補助率の調整を行う場合があります。

・大企業・・・中小企業以外の企業をいう。

・中小企業・・・以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす企業又は個人をいう。

	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

（注）ただし、以下の項目に該当する中小企業を除きます。

・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の中小企業以外の企業（以下、「大企業」という。）（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人（以下、「みなし大企業」という。）

・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一のみなし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人

・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人

・役員の総数の2分の1以上を大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の役員又は職員が兼ねている法人

③ 共同申請について

申請に当たっては、申請事業者単独での申請を原則としますが、申請事業者単独では事業が成立しない場合（下記例のような場合）には、複数企業での共同申請を認めます。

また、この場合、補助金の受給やその後の手続きなどに関しては、主となる事業に従たる事業者は事務等の全面委任を行っていただく必要があります（主となる事業者が幹事会社として代表となり、補助金申請手続き等の一切の手続きを行うこと、補助金返還義務は当該代表の社が負うことが必要になります。）。

なお、共同申請の場合には、指定申請書等のほか追加で提出をいただく書類がありますので、共同申請を行う場合には、あらかじめ企業立地課まで御相談をお願いします。

【例】・設備投資機能、生産企画機能、生産機能、物流機能等がそれぞれ別会社に分散している場合（製造機能又は物流機能を小会社に委譲している場合等）

【共同申請の場合の補助率の考え方について】

共同申請の場合の補助率は以下のように申請することになります。

共同申請する企業の組み合わせ	申請する補助率
大企業と大企業の共同申請	大企業
大企業と中小企業の共同申請	大企業
中小企業と中小企業の共同申請	中小企業

(3) 投下固定資産額及び雇用の要件

① 補助金の交付要件は、下表の左欄に掲げる投下固定資産額ごとにそれぞれ、同表の右欄に掲げる数の者を新規に雇用することとします。

投下固定資産額 5千万円以上	新規地元雇用者数 3人以上
投下固定資産額 1億円以上	新規地元雇用者数 5人以上
投下固定資産額 10億円以上	新規地元雇用者数 10人以上
投下固定資産額 50億円以上	新規地元雇用者数 50人以上
投下固定資産額 100億円以上	新規地元雇用者数 100人以上

【留意点】

ア 新規地元雇用者とは、補助対象施設の新増設に着手した日以降、実績報告書を提出する日までに、対象の工場等で勤務することを前提に直接雇用した正規雇用者のうち、県内に住所を有し、勤務する者をいいます。

イ 正規雇用者とは、次の要件を満たす者をいいます。

- ・雇用期間に定めがないこと。（ただし、1年以上の雇用契約期間であり、再雇用（更新）を妨げない雇用契約の者を含む。）
- ・勤務時間が、就業規則等に定める時間と同等であること。

ウ 事業に着手した日と実績報告書提出日の正規雇用者数を比較して、新規地元雇用者数に相当する人数が増加（純増）していることが必要になります。

② 原則として投下固定資産額の1%以上の金額で、再生可能エネルギー関連施設に対する投資を行うこととします。

再生可能エネルギー関連施設とは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギーとして利用できるもの（原油、石油ガス、

可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)により発電等する施設及びその周辺施設で、主に工場等内で自ら利用するものを賄うためのものとします。

### 3. 事業実施期間について

原則として、平成31年度末までに機械設備の設置等に着手することとします。また、平成33年3月末までに事業を完了（申請書に記載された新規地元雇用者数が確保され、工事が完了し、経費が全て支払われた時点をいう。以下同じ。）することとします。

### 4. 補助事業者の責務等

本補助金の利用に際しては、以下に記載した事項の他、本補助金交付要綱、福島県補助金等の交付等に関する規則等の規定を遵守していただくこととなります

- ① 本補助金が県民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれているものであることに留意し、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業を行っていただき、また、その後の財産の管理も行っていただくこととなります。
- ② 補助金対象企業として指定された場合には、補助事業の進捗状況調査、補助金支払いのための完了検査、補助金支払完了後の検査・現況調査等を実施しますので御協力をお願いします（御協力が得られない場合、補助金返還等が必要になる場合があります。）。また、御社の御担当者、連絡先住所などの変更があった場合にも、県（企業立地課）まで御連絡をお願いします。

なお、補助金不正受給等を防止するため、補助対象物品の納入業者への調査（施設、設備を御社へ納入した業者への直接調査）を実施する場合がありますので、調査への御理解と納入業者様への調査が行われることへの事前の周知、協力依頼につきまして御協力をお願いいたします。

### 5. その他

- ① 今回提出された申請書の内容を厳正に審査した上で、補助金の対象企業として指定し、その後、補助金交付申請等の所定の手続きを経て補助金の額を決定します。
- ② 補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。  
また、補助金交付決定後において、特に必要と認められる場合には、補助事業の遂行途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生、新規雇用の見込み等を確認し、所定の手続きを経た上で、1回に限り、実績報告書の提出が見込まれる年度内に支払を完了した経費の1/2を限度に概算払いをする場合があります。
- ③ 国、県（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度と重複した申請は認められませんので御注意ください。

なお、他の制度との関係で疑問等がありましたら、事前に御相談ください。

### 6. 指定申請書類の提出について

#### (1) 受付期間

平成30年5月25日(金)～平成30年8月24日(金) 正午まで

(2) 提出方法

- ① 申請される方は、「ふくしま産業復興企業立地補助金交付要綱」第4条第1項に規定する書類を作成の上、正本1部、写し1部の計2部を、上記期間までに県庁企業立地課へ持参して提出してください。
- ② 事前着手の承認を受けようとする方は、①の書類に加え、事前着手のための申請書類を作成の上、正本1部、写し1部の計2部を、上記期間までに県庁企業立地課へ持参して提出してください。

(3) 提出先

提出書類は持参して提出してください。

福島県福島市杉妻町2-16  
福島県企業立地課（西庁舎10階）  
TEL：024-521-8523 FAX：024-521-7935  
※受付時間、9：00～12：00及び13：00～17：00  
※土日、祝日を除きます。

- (注1) 郵便、FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。また、資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。
- (注2) 締切りを過ぎての提出は受け付けません。

(4) 事前相談、問い合わせ先

- ① 申請しようとする企業は、事業内容、投資計画、雇用計画等について、必ず事前に県に対して説明、相談をお願いします。
- ② 事前相談及び申請書提出にあたっては、県との時間調整を行った上で来庁してください。（電話：024-521-8523）

(5) 提出書類について

- ① 提出に際しては、「ふくしま産業復興企業立地補助金交付要綱」に規定する様式及び「事前着手のための申請書類」の様式を使用してください。
- ② 以下の「提出書類一覧表」における書類について、片面印刷（A4版）した正本1部、写し1部（写しについては両面印刷も可）を紙媒体で提出してください（各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。）。
- ③ 申請に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、場合によりヒアリング等を行うこともあります。  
なお、審査期間中、必要に応じ記載以外の追加説明資料を提出していただくことがあります。
- ④ 「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は返却いたしませんので御留意ください。

「提出書類一覧表」

【交付要綱第4条に規定する書類】

- ふくしま産業復興企業立地補助金対象企業指定（変更）申請書（交付要綱第1号様式）
- (1) 立地予定位置図（2万5千分の1又は5万分の1の地形図）
- (2) 工場等の主要施設の配置計画図（500分の1程度の縮尺による図面）
- (3) 定款及び沿革を明らかにした書類
- (4) 登記事項証明書
- (5) 直最近の3年間における決算報告書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含むもの）
- (6) 企業立地協定確認書（第2号様式）※正本3部提出
- (7) 暴力団排除に関する誓約書（第1号参考様式）
- (8) 役員等一覧（第2号参考様式）
- (9) その他知事が必要と認めるもの
  - ① 企業の概要（会社パンフレット等）
  - ② 工場等の平面図（増設の場合は現工場の平面図も添付）
  - ③ 工場等の機械設備配置がわかる図面等（増設の場合は投資前の配置図面等も添付）
  - ④ 全体計画の工程表
  - ⑤ 補助対象とする固定資産明細書 ※参考様式参照
  - ⑥ 着手日現在の直接雇用の従業員名簿（正社員、1年以上の雇用期間の者、1年未満の雇用期間の者の別を明記したもの） ※参考様式参照

【事前着手のための申請書類】（※必要とする企業のみ提出）

- (10) 事前着手承認審査のための申請書類
  - ① 補助金の対象企業としての指定を受ける前に発注・購入・契約等（引き渡し・支払いが完了していないものに限る。）を行わないことにより、代替性の低い進出予定地が確保できなくなる、供給先からの発注に对应できなくなる、競合他社との受注競争において著しく不利になるなど、企業立地の機会を失いかねない多大な損失が発生することについての具体的な説明等（事前着手承認申請様式）
  - ② 補助対象事業の今後の生産計画（事前着手部分が明記されていること）
  - ③ 補助対象事業の工事等の計画（事前着手部分が明記されていること）

(6) インターネットによる案内

本募集要領は下記ウェブサイトにも掲載しておりますので御利用ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/>

トップページ(Home) > (上段右側 (キビタンの右) 組織でさがす > 商工労働部 「企業立地課」 > 企業立地補助金事業「補助金事業」 > ふくしま産業復興企業立地補助金のページ

※検索ワード

県庁トップページ右上の検索窓に、 **ふくしま産業復興企業立地補助金**

申請書様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

## 7. 審査及び結果通知について

補助対象企業の指定は、審査会による審査を行った上で決定し、速やかに通知します。

### (1) 主な審査内容

#### ① 補助対象要件

ア 補助事業の目的に合致しており、かつ要件を満たしていること。

(業種、投資額・雇用計画人員、再生可能エネルギーへの事業費の1%以上の投資)

イ 増設については、投資により機械設備が増加する等、現行事業内容より増加していること。(補助対象経費は増加分に相当する経費となります。)

ウ 補助対象外経費が含まれていないこと。(賃借料、リース費用など)

#### ② 事業内容

ア 補助事業者としての適格性

- ・事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有していること。
- ・応募者は補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有していること。

イ 事業計画の適切性

- ・資金計画に無理がないこと。(売り上げを大きく上回る投資額、金融機関からの過大な借り入れ等)
- ・積算過大ではないこと。(必要以上の用地面積、土地購入額、現在の従業員数を大きく超える雇用計画等)
- ・事業の継続性が見込めること。(今後の販売継続が十分に見込めること、短期間での県外・国外移転の可能性が無いこと等)

ウ 新規地元雇用の増加が確実に見込め、その後維持されること。

エ 地域経済への波及と地域振興への貢献が期待されること。

### (2) その他

本制度では、申請書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から申請者の了解なしには申請の内容等の公表は行いません。

ただし、指定したときには、企業名、立地場所、計画概要を公表します。

## 8. 事前着手の可否の通知等

事前着手の承認の可否の決定後、速やかに通知します。

(注1) 事前着手の承認が得られた場合でも、本補助金の対象企業としての指定を受けるための審査の結果、指定を受けられなかった場合には、本補助金の交付を受けることはできませんので、御注意ください。

(注2) 事前着手の承認が得られなかった場合、補助金対象企業としての指定日より前に発注・購入・契約等を実施したものの経費は補助対象外となりますので、御注意ください。